

ご意見をお寄せください

個人情報保護の制度化に向けて



鳥取市情報公開制度等審議会（会長・藤原和男弁護士／十委員）は、現在、鳥取市における「個人情報保護制度のあり方」について審議しています。このたびその審議内容（中間まとめ）をお知らせし、寄せられた意見などを参考にしながら審議会としての答申（考えをまとめたもの）を作成したいと考えています。

情報化の急速な進展などによりプライバシーの侵害に対する人々の不安感が高まってきています。このような状況の中、鳥取市では市民のみなさんの個人情報をより適正に取り扱い、個人の権利や利益を保護するための個人情報保

鳥取市個人情報保護制度のあり方

個人情報保護制度の目的（中間まとめの概要）

市が所有する個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるほか、自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、個人の権利利益の保護を図ります。

個人情報保護制度の内容

1 個人情報の適正な取り扱い

取得の制限

- ・市が個人情報を取得するときは、目的を明確にし、原則として本人から取得します。
- ・思想、信条、社会的差別の原因となる情報は、原則として取得しません。

利用・提供の制限

- ・個人情報は、原則として取得した目的以外に利用したり、提供したりしません。

適正な管理

- ・個人情報は、正確で最新のものを保有します。
- ・漏えい、改ざん等の事故を防止し、不要となった個人情報は廃棄します。

個人情報ファイル簿の閲覧

- ・個人情報を取り扱う事務の目的や内容などを記録した「個人情報ファイル簿」を閲覧に供します。

2 個人情報についての開示請求権など

開示請求権

- ・市が保有している自分の情報の開示を請求できます。

訂正等請求権

- ・自分の情報の事実について誤りがある場合は、訂正を請求できます。

利用停止等請求権

- ・自分の情報が、取得した目的以外に利用されている、または提供されている場合は、その利用停止を請求することができます。

平成13年度 情報公開制度の運用状況をお知らせします

この制度は、職員が職務上作成し、または取得した情報（行政文書）を情報公開条例に基づき、みなさんの請求に応じて公開するものです。

情報公開室では、市政に関する資料が常時ご覧いただけます。お気軽にご利用ください。

問い合わせ先
総務課情報公開室
(20 3104)

1 開示請求者の内訳

区 分	請求者数
市内に住所を有する者	13
市内に事務所などを有する個人、法人、団体	11
計	24

2 開示請求文書の処理状況

実施機関	対象行政文書数	開示	部分開示	制度対象外	文書不存在
市長	34	22	8	1	3
教育委員会	1	0	1	0	0
議会	2	2	0	0	0
水道事業者 管理者	9	7	1	0	1
計	46	31	10	1	4

主な請求内容は、公共工事の入札に関する文書、教育情報などでした。部分開示の理由は、法人情報、個人情報に該当したためです。なお、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者への請求はありませんでした。

3 情報提供の状況

閲覧件数 403件（個人98件 法人305件）

護制度の制定に向けて取り組んでいます。
提出方法 住所、氏名、年齢、性別を明記のうえ、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで
資料配布場所 市役所1階 総合案内所 行政サービスセンター（鳥取駅構内） 総務課
情報公開室 鳥取市ホームページ（表紙下段を参照）
提出期限 7月15日（月）
提出先 郵送／総務課情報公開室（20 3104）
ファックス／20 3040
電子メール／public@city.tottori.tottori.jp